

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

自家消費プラン事業

令和2(2020)年10月

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～Q.115	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～Q.207	P.5
3. 助成対象機器について	Q.301～Q.308	P.7
4. 申請方法について	Q.401～Q.412	P.9
5. 共同申請（リース活用）について	Q.501～Q.505	P.13

1. 助成金制度について

Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

A101

可能です。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金とは併用できません。

Q.102

「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」や「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」の補助金との併用は可能ですか？

A.102

併用は可能です。ただし、本助成金では、太陽光パネルで発電した電気が蓄電池を設置する住宅で使用されている事実を確認するための必要書類（接続契約の写し等）があります。必要書類が提出可能か確認の上、申請をご検討ください。

Q.103

太陽光発電システム単体で助成金の交付を受けることはできますか？

A.103

太陽光発電システム単体に助成金は交付されません。太陽光発電システムの同時導入、又は既に設置されていることが蓄電池システムの助成金を受けるための要件となります。

Q.104

予算 43 億 9,200 万円に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.104

申請受付終了間際の混乱を避けるため、予算が無くなる前に、期日を区切って申請を締め切ります。クール・ネット東京で申請金額の集計を行い、予算が無くなる見込みが高くなった場合には、金曜日にその旨を当ホームページ上で告知し、翌週の水曜日まで申請を受け付けます。

- ・電子申請の場合…告知の翌週水曜日の 24 時までにシステム上で受け付けた申請まで

- ※24 時以降は交付申請 Web フォームで入力を行うことが出来なくなります。

- ・郵送申請の場合…告知の翌週水曜日の申請まで（消印有効）

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため窓口への申請書の持ち込みは休止しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q.105

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか？

A.105

本事業では、原則、対象機器の設置前に助成金の申請を行うこととし、対象機器の設置に係る領収書に記載された日付（領収日）が、令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 3（2021）年 9 月 30 日までのものが対象となります。

ただし、交付申請時に対象機器の設置が完了しており契約日が令和2年10月31日までの場合は、令和2年11月30日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出することで設置後の交付申請を認めます。詳細は、「8 助成金申請の手引き」3ページ及び12ページをご確認ください。

Q.106

助成対象となる蓄電池システムは SII に登録されているパッケージですか？

A.106

本事業において助成対象となる蓄電池システムは、公社で登録している蓄電池システムになります。対象機器一覧については、公社ホームページをご覧ください。既に蓄電池システムを設置済みの場合でも、公社で登録されていなければ本事業の助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q.107

売買契約は交付決定後でないと締結できないのですか？

A.107

本事業では、原則、交付決定後の売買契約締結となります（交付決定日と同日の契約締結日は認められません）。

ただし、令和2年10月31日までに売買契約またはリース契約を締結している場合は、交付決定前の契約締結を認めます。詳細は、「助成金申請の手引き」2ページ及び12ページをご確認ください。

なお、契約後、交付申請時に設置後（領収済み）の場合は、令和2年11月30日までに交付申請書と実績報告書を同時に提出ください。交付申請時に未設置（領収前）の場合は、領収書に記載された日（領収日）から6か月以内に実績報告書を提出ください。

Q.108

今回の事業は蓄電池を設置するだけでなく、電力データと属性データも必要なのでしょうか？

A.108

本事業では蓄電池の設置に加えて、電力データと属性データの提供が必要となります。

電力データは、各家庭から通信機器を通して自動的に各家庭の電力データをメーカーが収集し、メーカーが電力収集システムにデータをアップロードします。電力データを収集している証明として、HEMS 機器等の設定登録画面、もしくは蓄電池メーカーが発行している疎通確認書類を、実績報告の際に疎通確認書類として添付してもらいます。疎通確認の方法は、蓄電池システムごとに異なりますので、公社ホームページをご確認ください。

属性データについては、実績報告書に記載して頂きます。全項目回答必須となっておりますので、ご注意ください。

Q.109

電力データと属性データはどのように活用するのでしょうか？

A.109

以下の都施策の検討に活用します。

- (1) 東京都環境局が進める東京都の地域分散型エネルギー及び再生可能エネルギー利用の拡大に関する検討
- (2) 東京都戦略政策情報推進本部が進める電力データを活用した行政課題の解決に関する検討

(3) 東京都戦略政策情報推進本部が進める、同本部が令和2年2月21日に公表した「スマート東京（東京版 Society 5.0）の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針」に基づき構築する予定の官民連携データプラットフォームに関する検討

Q.110

太陽光発電による電気の自家消費に関する環境価値の譲渡とは何ですか？定期的に何か特別な作業が必要なのでしょうか？

A.110

収集した電力データのうち、太陽光発電電力量から売電電力量を差し引いた数値を電気の自家消費に関する環境価値とみなします。そのため、特に助成対象者が必要な作業はありません。

しかし、環境価値の譲渡が補助の条件となっているため、助成対象者が東京都以外の相手に環境価値を譲渡・販売等することは認められません。

Q.111

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.111

可能です。販売前の住宅については、重要事項説明書案を添付の上、対象機器を設置する建物ごとに交付申請第3号様式を用いて申請してください。

また、住宅供給業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅を販売した後は、助成対象機器の所有権移転後30日以内に助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を提出してください。

Q.112

住宅供給事業者による申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか？

A.112

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

- ・住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）にあらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入しやすい環境が一層広がるものと考えられます。

- ・助成金の交付を受けた対象機器は、法定耐用年数の期間内において、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q.113

交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.113

必要に応じて行う場合があります。

Q.114

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか？

A.114

助成金の交付対象者は、新たに設置した対象機器の所有者です。したがって、ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有者が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。クレジット契約やローン契約等の理由により収入印紙の貼付がない場合は、領収書にその旨を明記ください。なお、明記がない場合は領収書と併せてクレジット契約等の写しを提出願います。

自家消費プラン HP の申請書類、様式ダウンロードのページにて、クレジット支払いの領収書作成例もごさいますので、適宜ご活用ください。

Q.115

助成金交付申請書（第 1 号～第 4 号様式）の〈同意事項〉に対する同意を証明するために必要となる署名・捺印は必須ですか？

A.115

郵送による申請については、自筆による署名と朱印の捺印（認印可）が必須です。公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、当該申請書 3/3 ページの〈同意事項〉に同意いただく必要があります。この同意事項への同意は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

消すことのできるペンで署名している場合や、コピーでご提出いただいている場合は受け付けることができません。ご注意ください。

2. 助成対象住宅について

Q.201

二世帯住宅で、蓄電池システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか？
なお、電灯契約はそれぞれ締結しています。

A.201

蓄電池システムの助成金を受けるには、太陽光発電システムを既に設置していること又は蓄電池と合わせて導入することが要件となっています。よって、電灯契約が世帯ごとに締結され、各世帯の蓄電池システムごとに太陽光発電システムが導入されるのであれば、申請可能です。

Q.202

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（対象機器の所有者）は別の人物です。この場合、住宅の所有者（居住する夫婦）2名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要がありますか？

A.202

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、助成金交付申請書（第1号～第4号様式）3/3ページ〈同意事項〉へ記入（郵送申請の場合は署名・捺印）を行ってください。公社は、〈同意事項〉の記入（署名・捺印）で、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

Q.203

都民ですが都外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか？

A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

Q.204

助成金の申請者が、対象機器から供給される電力を使用する住宅（助成対象住宅）に居住していない場合でも申請はできますか？

A.204

対象機器の所有者（領収書の宛名欄に記載された者）であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者（対象機器の所有者）が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

Q.205

マンションの共有部分に対象機器を設置する場合、申請できますか？

A.205

共有部分への設置は助成対象外です。

Q.206

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか？

A.206

対象となります。申請者は、個人申請用又は法人申請用の申請書により申請を行ってください。また、設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

Q.207

モデルハウスに蓄電池を設置しましたが、助成対象となりますか？

A.207

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

3. 助成対象機器について

Q.301

中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。

Q.302

蓄電池の蓄電容量はSIIの「初期実効容量」、「蓄電容量」のどちらを指していますか？

A.302

SIIの「蓄電容量」を指します。

Q.303

蓄電池の機器費が蓄電容量1kWh当たり20万円以下とされていますが、交付申請の見積もり書の段階で20万円を超えている場合は助成対象外となるのでしょうか。

A.303

見積もりの段階で20万円を超えている場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。

Q.304

助成金交付申請時に記載する購入予定金額には定価を記載してよろしいでしょうか？

また、工事費は含むのでしょうか？

A.304

定価、見積額と助成対象経費は直接関係しません。このため、助成対象経費は、見積もりの金額をもって確定させていただきます。

また、工事費は助成対象経費に含みません。

Q.305

助成金の交付を受けた後、対象機器を設置した住宅から転居する場合、対象機器の管理はどうなりますか？

A.305

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（6年間）が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。その間に、転居等に伴い、対象機器の所有者が変わる場合には、第15号様式「助成対象機器等所有者変更届」を会社に提出する必要があります。その際、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。

Q.306

一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証を受けている太陽光発電システムを既に設置しており、新たに蓄電池システムを設置しようと考えています。この場合、蓄電池システムの助成金の交付を受けることはできますか？

A.306

既に設置されている太陽光発電システムが下記の認証を受けていることが必要です。太陽光発電システムが既に設置されている場合でも、蓄電池システムの助成金への交付を受けることができます。

ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証、

イ 国際電気標準会議（IEC）の IEC60904-2 制度に加盟する海外認証機関による認証

なお、既に設置されている太陽光発電システムが、上記のいずれの認証も受けておらず、かつ、過去に国、都又は公社による住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書（写し）や売電明細等（再生可能エネルギー発電事業計画を受けていることを証する文書）を提出することにより、交付要件を満たすこととします。

Q.307

太陽光発電モジュールの認証について、JET モジュール認証及び IEC60904-2 認証のほかはありますか？

A.307

IEC60904-2 制度において新規認証が終了したため、当面の間 IEC60904-2 認証機関によって太陽光発電システムの種類に応じて IEC61215 又は IEC61646 の規格のほか、IEC61730 の規格に適合することを認証された製品である場合は、基準に適合するものとします。IEC60904-2 認証機関は次のホームページにて確認することができます。

<https://www.iec60904.org/dyn/www/f?p=106:41:0>

該当する製品を使用する場合は、上記の規格等に適合することがわかる「製品に関する認証書の写し」を図書に添付して、認証審査機関に提出してください。

なお、引き続き JET モジュール認証及び IEC60904-2 認証を受けたモジュールも認証有効期限内の製品に限り、基準に適合します。

Q308

電力データを収集するための HEMS 等の通信機器も、助成対象となりますか？

A308

あくまで助成対象となるのは SII に登録されている蓄電池のパッケージであり、SII に登録されていない HEMS 等の通信機器は助成対象外です。

4. 申請方法について

Q.401

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、実績報告書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでいいですか？

A.401

領収書等は、申請者が対象機器を購入したことが分かるよう、対象機器に関する情報が明記されたものである必要があります。たとえば、住宅購入の領収書において対象機器設置住所、対象機器の機器本体額（税抜）の明細、メーカー名及び型番、製造番号等が記載されていれば確認が可能です。

また、領収書等に機器費の内訳等が記載されていない場合は、当該内訳金額を証明する書類について住宅販売会社等に作成を求めた上で、申請添付書類として提出いただく必要があります（「申請の手引き」43 ページ参照）。

Q.402

領収書の内訳を作成し、提出する予定です。会社のホームページに掲載されている様式を必ず使用しなくてはならないでしょうか？

A.402

様式は任意ですが、会社のホームページで公開しているひな形「対象機器に関する領収書の内訳について」の内容を不足なく記載してください。

Q.403

見積書は各社それぞれで使用している様式でよろしいでしょうか？

A.403

見積書の様式は会社のホームページで公開しているひな型「見積書指定様式」を使用してください。会社指定の様式を使用できない場合は、手引き記載の必要事項が記載されている見積書を使用してください。

Q.404

申請の方法を教えてください。

A.404

申請は Web 申請と郵送申請があります。ただし、交付申請と実績報告の申請方法は統一させる必要があります。（交付申請：オンライン、実績報告：郵送 又はその逆は認められません）

Web 申請につきましては、会社のホームページをご覧ください。

郵送による申請につきましては普通郵便での申請も受け付けますが、到着確認に関するお問い合わせに個別に回答することはできかねます。到着の確認を希望される場合は、郵送の際に配達記録を確認できる「書留、簡易書留等」をご利用いただき、ご自身で到着確認願います。

Q.405

申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.405

同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.406

交付申請の審査状況について教えていただけますか？

A.406

審査状況はお教えすることはできかねます。審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.407

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.407

会社が申請書を受け付けてから、通常、1か月半から2か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

また、実績報告書を受け付けてから5か月から6か月程度で助成金確定通知書を送付します。確定通知後、約3週間後に指定口座に助成金をお支払いします。

Q.408

契約当事者（販売会社）以外が代行者になることは可能でしょうか？

A.408

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

Q.409

助成金振込先として、気を付ける点はありますか？

A.409

口座名義は申請者と同一にしてください。なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

Q.410

蓄電池システムと太陽光発電システムを導入する予定です。蓄電池システムについてはリース契約を活用し、太陽光発電システムについては個人で購入する予定です。

この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.410

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。ただし、この場合、助成金が交付されるのは、蓄電池システムであるため、蓄電池システムの所有者であるリース事業者が助成金申請を行い、助成金はリース事業者に交付されます。

リース事業者による申請は、使用者との共同申請となりますので、ご注意ください。

Q.411

手続き代行事業者ですが、申請書 3/3 <同意事項署名欄> 「担当者の自筆による署名欄」については、担当者氏名の自署に代えて氏名ゴム印での押印は認められますか？

A.411

助成申請者、手続き代行者、対象機器使用者、対象機器所有者（リース事業者）のいずれの署名についても、担当者氏名欄は、原則自筆による署名と捺印（朱印）を要します。なお、事業者名欄（〇〇株式会社等）についてはゴム印での押印を可としています。

ただし、以下の手続きを行っていただいた事業者につきましては、特例として、「手続き代行者」及び「対象機器所有者」（リース事業者）の担当者氏名欄を、自署に代えて氏名ゴム印の押印で提出することができます。なお、当該氏名ゴム印を使用する場合であっても、担当者の捺印（朱印）は必要です。

- ・「使用印鑑届」（会社代表の押印があるもの）及び「代表者印の印鑑証明書」の提出

使用印鑑届は、「会社担当者自署に代えて捺印する印鑑及び担当者名」を証明するもので、会社代表者印の押印があるものとしします。当助成金ホームページの様式ダウンロード

（https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download）を参照してください。

Q.412

交付申請時に既設の太陽光発電システムの製品カタログや保証書が提出できない場合はどうなりますか？

A.412

該当機器のホームページの印刷及び売電明細を提出してください。ホームページの提出が難しい場合は売電明細のみを提出してください。なお、交付申請時の売電明細は直近でなくても可とします。

Q.413

クレジット支払いの場合、領収書はどのようにすればよいですか？

A.413

申請書類、様式ダウンロードのページにてクレジット支払いの領収書作成例がございます。ご確認の上作成ください。

（https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/jikashohi_plan/download）

Q.414

売電明細が届かなくなりました。何を提出すればよいですか？

A.414

紙でなくても、マイページの写しで対応可能です。WEB マイページに関しては、各電力会社にご連絡ください。

5. 共同申請(リース活用)について

Q.501

リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.501

リース後の所有権の移転は可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後30日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を提出してください。

Q.502

リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.502

リース期間終了後であれば可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後30日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を提出してください。

Q.503

リース契約を途中解約する場合は、どうすればいいですか？

A.503

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを条件としています。やむを得ずリース契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応いたしますので、公社までご連絡ください。

Q.504

リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.504

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

Q.505

リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.505

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。なお、本体機器費相当額を確認するため、リース事業者が対象機器を購入した際の領収書等の購買証明書類を提出いただきます。